

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	古事記における子音韻尾字音仮名について：歌謡以外を中心に
<b>Author</b>	尾山, 慎
<b>Citation</b>	文学史研究. 48 卷, p.11-23.
<b>Issue Date</b>	2008-03
<b>ISSN</b>	0389-9772
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学国語国文学研究室
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University Repository

Osaka Metropolitan University

# 古事記における子音韻尾字音仮名について

## 歌謡以外を中心に

尾山 慎

はじめに

これまで、論者は主に萬葉集を対象に子音韻尾字音仮名について<sup>(注1)</sup>検証し、概ね次のようなことを指摘した。集中における子音韻尾字の音仮名使用は、連合仮名という方法が行われておらず、略音仮名と二合仮名の二種で認められ<sup>(注2)</sup>、前者は一字一音の仮名書きの浸透に伴って使用度数を伸ばすが、後者は逆に衰退の一途に向かう。また、略音仮名の字種において、使用頻度を伸ばし続ける頻用字群と、概ね一回起性使用の字種とがあるが、後者は訓字主体表記における使用がやや多いという特徴がある。萬葉集において略音仮名と二合仮名は非常に対照的な消長をみせる。これは日本語が漢字を自らの文字として取り込み、そして一字一音の仮名字母群を形成していく在りようを、端的に語るものである。

子音韻尾字とは、仮名が日本語を表記するための、自らの文字としていかにその地位を獲得しているかについての指標となりうる存在である。それは、上述のように、たとえば略音仮名として韻尾と確実に決別していることからわかる。

今回は、以上に述べたところの従来研究を踏まえて、同時代の散文資料である古事記を取り上げて、ここにおける子音韻尾字音仮名につ

いて考察を加える。

### 1、古事記の歌謡以外における子音韻尾字音仮名

さて、本稿では、一字一音で書き記される一一二首の歌謡以外、すなわち古事記の散文の部分における子音韻尾字音仮名について主に考察を加えていきたい<sup>(注3)</sup>。認められる字種は次の通りである。また各字母に付した数値はのべ用例数である(検索は真福寺本を底本とする校訂本文、おうふう『古事記』(修訂版第四刷 西宮一民編 2005)をもとにデータベースを作成し、それに拠った。またアスタリスクを付した字については注4参照)。

#### 入声字

(p入声)

甲<sup>7</sup>

(t入声)

末<sup>1</sup>、吉<sup>26</sup>、壹<sup>2</sup>

(k入声)  
色<sup>15</sup>、竺<sup>4</sup>、筑<sup>10</sup>、直<sup>1</sup>、博<sup>1</sup>、目<sup>1</sup>、樂<sup>2</sup>、伯<sup>2</sup>\*

撥音字

(m 撥音)  
品<sup>16</sup>、淹<sup>1</sup>、曇<sup>2</sup>

(n 撥音)

印<sup>7</sup>、隱<sup>1</sup>、且<sup>5</sup>、丹<sup>5</sup>、傳<sup>2</sup>、難<sup>14</sup>、仁<sup>2</sup>、煩<sup>3</sup>、番<sup>9</sup>、蕃<sup>1</sup>、弁<sup>12</sup>、本<sup>30</sup>、萬<sup>4</sup>、丸<sup>11</sup>、延<sup>7</sup>、袁<sup>38</sup>  
遠<sup>17</sup>、新<sup>7</sup>、群<sup>2</sup>、群<sup>\*</sup>

(ng 撥音)

香<sup>15</sup>、相<sup>3</sup>、宗<sup>3</sup>、曾<sup>31</sup>、登<sup>61</sup>、騰<sup>1</sup>、當<sup>14</sup>、濃<sup>1</sup>、等<sup>1</sup>、能<sup>69</sup>、氷<sup>10</sup>、平<sup>2</sup>、芳<sup>1</sup>、用<sup>3</sup>、良<sup>54</sup>

次にどのような品詞を表記しているかという分布を示す。

表1 子音韻尾字音仮名が使われる品詞別分布 (のべ数)<sup>(注5)</sup>

自立語	付属語	人名	地名
90	19	343	74

古事記における子音韻尾字の使用傾向をまとめると次のごとくである。まず、入声字 (のべ七〇例) よりも撥音字 (のべ四五六例) の方が多い。また子音韻尾字音仮名の使用全体において、一字一音の略音仮名などにくらべて二合仮名の占める割合が低い (全五二六例中のべ一〇〇例) ことなどは、萬葉集と同様の傾向である。ただし古事記では、二合仮名が人名地名にしか使われず (人名のべ六三三例、地名のべ三七七例)、子音韻尾字が人名表記に使われることがもっとも多い。なお本稿では、以下、自立語および付属語を非固有名詞、人名地名を固有名詞として

一括する。次に、字種別にてこの使用傾向についてみていくこととする。

2、子音韻尾字の使用傾向

前項の考察より、古事記では子音韻尾字が固有名詞への使用に傾いていることがまずはわかった。ここでは字種ごとに、非固有名詞と固有名詞使用の各様態をみてみる。なお、代表的にいくつか実例も掲示しておく (括弧内の数値は、おうふう『古事記』(修訂版第四刷 西宮一民編 2005) の (ページ数 | 行数) である)。なお本稿では考察部において、連合仮名のごとき文字列と音連続になっている用例については是非を検証するが、それに先立つここでは、さしあたり仮の区別として括弧つき「連合仮名」と表示しておくことにする。

・固有名詞のみに使われる略音仮名および「連合仮名」

(入声)

甲、吉、色

「甲斐弁羅神」(38—3)

「和迹吉師」(155—3)

など

(撥音)

隠、宗、騰、仁、濃、平、本、番、蕃、芳、弁、萬、丸

「仁、番」(155—5)

「邊津甲斐羅神」(38—3)

など

・固有名詞と非固有名詞に両用される略音仮名および「連合仮名」

(入声)

なし

(撥音)

曾、登、當、能、煩、氷、用、良、延、遠、袁

〔袁〕登古〔28—6〕

〔伊〕豆志袁〔登〕賣神〔100—13〕

〔許〕曾〔44—7〕

〔曾〕富理神〔64—1〕

〔美〕豆能〔小〕佩〔120—9〕

〔意〕能〔碁〕呂嶋〔32—11〕

など

・非固有名詞にのみ使われる略音仮名および「連合仮名」

(入声)

なし

(撥音)

傳、騰、用

〔比〕羅傳〔143—6〕

〔山〕田之曾富騰〔63—5〕

〔多〕陀用弊流〔27—5〕

・固有名詞にのみ使われる二合仮名

(入声)

甲、竺、色、筑、直、博、末、目、樂

〔物〕部荒甲〔213—4〕

〔末〕羅縣〔144—8〕

〔竺〕紫〔37—6〕

など

(撥音)

淹、印、香、相、仁、相、旦、丹、當、曇、難、番、品

〔品〕遲部〔122—11〕

〔尾〕張丹波臣〔101—6〕

〔印〕色〔115—7〕

など

・固有名詞と非固有名詞に両用される二合仮名

なし

・非固有名詞にのみ使われる二合仮名

なし

以上より傾向をまとめると、入声字は固有名詞表記にしか使われず、二合仮名もまた固有名詞専用になっている。そして、略音仮名についても、「傳」「騰」「用」が固有名詞使用の例がなくて、それ以外のすべての字種は、必ず固有名詞での使用もしくは非固有名詞および固有名詞に兼用されるという在りようを示している。

3、古事記歌謡・古事記散文の部分・萬葉集の比較

古事記の散文の部分、古事記歌謡の状況をそれぞれ比較する。また参考として、萬葉集における状況をも揭示しておく。更に、その字種が訓字主体仮名主体のいずれであるかを示しているかも知併せて記す（(仮)・(仮名主体表記巻)に出現、(訓)・(訓字主体表記巻)に出現、(仮/訓)・(仮名主体表記巻、訓字主体表記巻)のいずれにも出現）

表2 入声字

字	韻尾	散文の部分	歌謡	萬葉集
甲	p	固有名詞	×	○(訓)
末	t	固有名詞	×	○(仮/訓)
吉	t	固有名詞	×	○(仮/訓)
壹	t	固有名詞	×	○(訓)
竺	k	固有名詞	×	×
色	k	固有名詞	×	○(訓)
筑	k	固有名詞	×	○(仮/訓)
博	k	固有名詞	×	×
目	k	固有名詞	×	○(訓)
樂	k	固有名詞	×	○(訓)

表3 撥音字

字	韻尾	散文の部分	歌謡	萬葉集
淹	m	固有名詞	×	×
品	m	固有名詞	×	×
曇	m	固有名詞	×	×
印	n	固有名詞	×	○(仮/訓)
隱	n	固有名詞	×	×
丸	n	固有名詞	×	○(訓)
存	n	×	非固有名詞	×
仁	n	固有名詞	×	○(仮/訓)
丹	n	固有名詞	×	○(訓)
且	n	固有名詞	×	×
難	n	固有名詞	×	○(仮/訓)
煩	n	固有名詞、非固有名詞	×	○(仮)
番	n	固有名詞	非固有名詞	×
蕃	n	固有名詞	×	×
弁	n	固有名詞	×	○(仮)
本	n	固有名詞	固有名詞、非固有名詞	×
傳	n	非固有名詞	非固有名詞	×
萬	n	固有名詞	×	○(仮/訓)
延	n	固有名詞、非固有名詞	固有名詞、非固有名詞	○(仮/訓)
遠	n	固有名詞、非固有名詞	固有名詞、非固有名詞	○(仮/訓)

良	用	芳	平	氷	能	濃	騰	當	等	登	相	曾	宗	香	袁
ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	ng	n
固有名詞、非固有名詞	非固有名詞	固有名詞	固有名詞	固有名詞、非固有名詞	固有名詞、非固有名詞	固有名詞	非固有名詞	固有名詞、非固有名詞	非固有名詞	固有名詞、非固有名詞	固有名詞	固有名詞、非固有名詞	固有名詞	固有名詞	固有名詞、非固有名詞
固有名詞、非固有名詞	固有名詞、非固有名詞	×	×	×	固有名詞、非固有名詞	×	×	×	非固有名詞	固有名詞、非固有名詞	×	固有名詞、非固有名詞	×	×	固有名詞、非固有名詞
○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(仮)	○(訓)	×	○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(訓)	○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(仮/訓)	○(仮)

歌謡部における子音韻尾字についての詳細は別稿に譲るが、いま指摘できることを約言しておきたい。まず、歌謡部においては入声字の使用がなく、二合仮名も使われない。撥音韻尾字が十四字種(存、傳、本、煩、延、袁、遠、曾、登、等、當、能、用、良)が認められるにとどまり、萬葉集はいうに及ばず、古事記散文の部分に比べても子音韻尾字の使用は消極的であるといえる。

古事記歌謡が、徹底した一字一音式の音仮名表記を実践し、訓仮名すら交えないことは周知である。この態度が、歌謡での子音韻尾字字母、ことに二合仮名をかように「忌避」することに通底するものとは考えられる。しかし、同歌謡における字母選択が、決して単純なものではないことを子音韻尾字の存在が示唆する。たとえば「等」字は、萬葉集で一〇〇〇例を超える用例をもち、ト乙の仮名としてもっとも優勢なものである<sup>(注6)</sup>。ところが、古事記では、歌謡に三例と本文の音注中に一例を数えるのみであり、古事記本文および歌謡におけるト乙の字母は「登」がもっぱらとなっている。この事象の要因の一つとしては、散文の部分で「等」字が、訓の字「ら」として一〇〇例以上使用されていることにあると思われる。訓での主用を意識し、ト乙に「等」字を使うことを避けたのである。一方、歌謡中で一八四例、それ以外に六一例つかわれる音仮名「登」字が、やはり訓字では八例の使用にとどまることも「等」字のあり方と軌を一にするものといえよう。つまり、古事記歌謡では、字種が少なく変字法も希であることその他に、散文の部分でのその字母の使用―それも訓・音という点を考慮した選択があることを子音韻尾字の在りようが示しているのである。こういった、歌謡における子音韻尾運用についての仮名字母選択の周到さは、毛利正守[2006]が「古事記のほうは全体が倭文体であって、つまりそもそも本文も歌謡も倭文体であり、その倭文体の中での歌謡の仮名書きの意味が問われるべきであって、それは本文の仮名書きと共に、歌謡の仮名書きは倭文の中でも特に語形の明示というところにあると考えます」と指摘することからも、首肯される態度といえよう。

萬葉集では、略音仮名はのべ九三字種、約七六〇〇例あり、二合仮

名は六四字種三〇一例ある。いうまでもなく、上代における一資料として字種、のべ用例数ともに最大である。古事記ではもちろんそれに比べて字種ものべ用例数も少ないわけであるが、上記の表から分かるように、「淹」（倭淹知造）、「品」（品陀天皇之御子）、「傳」（伊傳多知呂）、「存」（許存許曾波）、「番」（日子番能迹逐藝命）のように、萬葉集では使われていない字種もいくつか認められ、しかもそれらは固有名詞表記用としてのものが優勢である。

#### 4、考察

##### 4、1 子音韻尾字の字母選択

以上に見てきたように、古事記の子音韻尾字は、固有名詞表記の使用に傾いていることが明らかである。そして、歌謡および散文の部分との間で、字母の選択と判断に密接な連関があることも認めてよい。先に、ト乙の仮名としての「等」「登」の例を取り上げたが、他にヲでも同様の事象が歌謡と散文の部分との間で認められる。すなわち、非子音韻尾字「乎」は、ヲ音節の仮名として萬葉集では多く用例が認められるが、古事記ではいずれも文末助辞の漢文的用法であり、仮名としては韻尾字の「袁」「遠」の方をもっぱらに使用する。なお、この場合も先の「等」「登」の場合と同様、歌謡以外の部分に訓の字でも使用がある「遠」字は、訓の字での使用がない「袁」に比べて勢力が劣っているという特徴がある。このようなことから、古事記というひとつの完結した作品中における、字母選択の規範性が存在していることは疑いのないところであろう。

##### 4、2 連合仮名の是非―非固有名詞の場合

本稿冒頭に述べたように、萬葉集においては、連合仮名という用法がすでに捨象され、略音仮名と二合仮名という形態で子音韻尾字が用いられている。さらには二合仮名も固有名詞や一部の付属語表記をのぞいて徐々に捨てられていくという状況と表裏に、一字一音という方法の確立が窺える。

さて、古事記における子音韻尾字では、二合仮名と純然たる略音仮名、そして韻尾と同子音を頭子音にもつ仮名が続いた二字二音表記、つまり連合仮名の如き状態になっているものが認められる。本稿では、ことに後二者、非固有名詞表記に代表される純粋な略音仮名用法と、逆に純粋な略音仮名用法をまたず固有名詞表記に偏向する連合仮名表記の一群の様相について、韻尾字の使用態度における複層性があると見通して、以下考察を進めたい。

一字一音の表記を、倭語の語形表示に最適と考えて、歌謡をはじめとして、本文中なり注なりにも採用している古事記において、連合仮名という用法を、あらたに積極的に実践する妥当性はあったのだろうか。この連合仮名という方法は、いわば子音韻尾字が後続字（後続音節）を制限する方法である。つまり、その「二字二音」でセットとなって語形表示に機能しうるものとなる。連合仮名という方法が、古事記においてあらたに実践されたか否かの是非を問うには、まず純粋な略音仮名がどれほど勢力をもっているかをみておく必要がある。

非固有名詞の表記の場合をみると、一例「當藝當藝斯玖（たぎたぎしく）」を除いてすべて確実に略音仮名として使われていることがわかる。これは、後続字の頭子音が子音韻尾と無関係、あるいは後

続がそもそもない語末での使用などが裏付けとなる。いくつか例を挙げておく。

袁 「袁登古」(28—6)

會 「許會」(44—7)

登 「登波牟」(121—12)

また「良」(ng韻尾字)において、ガ行音(宜)が続き、連合仮名の如き状態になっているものがあるが、他の例の在りようから、やはり略音仮名としての用字であるとみるのが穩当である。

「大御酒字良宜而大御寝也」(78—6)

以下に「良」字の用例群より一部を挙げるが、「良」字は、確実な略音仮名としての使用が下のものを含めて五二例存在するのであり、「字良宜而」のみを連合仮名とみなさなくてもよいと思われる。

御みづら／「故、刺左之御美豆良」(35—6)

黄泉比良坂／「到黄泉比良坂之坂本時」(36—1)

惜らし／「地矣阿多良斯登許會」(44—8)

らし／「我之御子等、不平坐良志」(91—12)

以上より、古事記において、少なくとも非固有名詞の範囲では、使われる子音韻尾字のほとんどが純然たる略音仮名用法のもとに使用されている事実を認めうる。それはつまり連合仮名がこのたび新たに行われなことを示唆する。子音韻尾字が韻尾と決別して、一字一音の子音として使用できることをすでに書き手は獲得しているからである。そうすると、略音仮名の純粋な用法が認め難い字についてはどうなるのかという疑問が当然でてくるだろう。たとえば前述したところの「當」字、「當藝當藝斯玖」(735—13)である。この字は、掲げたとお

り常に後ろにガ行音の字母が連続している形でしかあらわれず、単独で「タ」だけに使われることがない。これと同様の例は、他の字母では固有名詞においてのみ見うけられる(なおこの「當」字もやはり、他に固有名詞「當岐麻」の例がある)。古事記において純然たる略音仮名の方法が認められ、連合仮名が新たに行われるとは考えられない環境にあって、こういった場合の用例はいかに位置づけられるべきであるのか。次項では固有名詞に注目してこの問題について考える。

#### 4、3 固有名詞表記に専用される子音韻尾字音仮名

古事記における子音韻尾字の固有名詞表記のうち、固有名詞にしかな用例をもたない字母がいくつかある。二合仮名例をいまおくとして、それらは「伊賀迦色許賣命」(k韻尾字「色」にk音「許」後続)、「品都和氣命」(m韻尾字「品」にm音「牟」接続)、「當藝志美美命」(ng韻尾「當」にg音「藝」後続)のように、韻尾字に続けてその韻尾と同じ音を頭音節にもつ仮名が連続しているという特徴がある。つまり、見かけ上には、連合仮名に相当する音連続と文字列というわけである。しかもそれらは同字で他に純粋な略音仮名と断定できる使用がないのである。以下該当する例を異なりにてすべて列挙する。

甲

「甲斐弁羅神」(38—3) ほか三例

「甲斐國」(108—7) ほか一例

「甲斐郎女」(189—4)

色

「葦原色許男」(123—3) ほか三例



## 品

- 「伊賀賀色許男」(111—4)  
 「伊賀迦色許賣命」(105—7) ほか二例  
 「内色許男命」(105—4) ほか二例  
 「内色許賣命」(105—5)

## 丸

- 「品牟都和氣命」(115—6)  
 「丸迹臣」(106—13) ほか三例  
 「丸迹坂」(113—11)  
 「丸迹之比布礼能意富美之女」(148—12) ほか一例  
 「丸迹池」(166—6)  
 「丸迹之許碁登臣之女」(182—3)  
 「丸迹之佐都紀臣之女」(200—6)  
 「丸迹日爪臣之女」(211—3)

## 當

- 「當岐麻道」(179—5)  
 「當藝」(136—1)  
 「當藝志比古命」(102—12)  
 「當藝志美美」(100—8) ほか三例  
 「當藝野」(135—12)  
 「當藝當藝斯玖」(135—13)<sup>(注7)</sup>

4、2の項において述べたように、古事記において非固有名詞に子音韻尾字が使われている場合、それは一字一音の略音仮名として使用されるとみて支障ない。その在りようからいえば、やはり略音仮

名と連合仮名を、表記原理として並立的に実行していたとみる必然性はない。それでは、上に列挙したところの、略音仮名としての確例をもたず、もっぱら固有名詞表記に用いられるようなものは、いかに捉えるべきなのであろうか。この点を考える上で、亀井孝氏が「安万呂が、『古事記』を撰述するにさいして、先行文献をいろいろ渉獵するあいだにえた、ひろい知識にもとづくものであろう。つまり、その時代までに、すでに固有名詞ならば、おなじ人名や地名の書き方にさまざまな方式がみられるとか、同一の言語表現の表記にしても、きわめて多様な書き方があるとか、そういう混乱があらわれてきていたため、安万呂はそれらを比較して表記法上の得失を考える余裕をもつことができたともうるのである」(『日本語の歴史 2』亀井孝 大藤時彦 山田俊雄(平凡社 2007復刊)第五章「漢字の投影にとらえた日本語の景観」)と指摘することは示唆的である。<sup>(注8)</sup>

そうすると、固有名詞表記のうちでも、そういった見かけ上は連合仮名のものであって、しかも他に略音仮名用法もたないというものは、それまでの社会的規範性をもった表記の継承もしくは流用だとみるのが穏当ではないか。つまり、それは過去において、あるいは渡来人らによって連合仮名の用法をもって記されたものだったかもしれないが、少なくともこのたび古事記を書き記していくにあたってあらたに創出されたものではない、という想定である。

子音韻尾字が、純粹略音仮名用法としては認めがたい在りようを呈すこれら固有名詞の例について考えるとき、古事記序文に「亦姓の日に、玖沙訶と謂ひ、名の帯の字に多羅斯と謂ふ。此くの如きの類は本に随つて改めず」とあるように、それらを従前の規範なり慣習なり

に従って用いたものと捉えるのが穏当ではないか。このように把握することで、固有名詞表記に認められる上記の特徴と、前項においてみた非固有名詞表記あるいは歌謡における純粹な略音仮名用法との間における韻尾字使用の「不釣り合い」を理解することができる。なお、上に挙げた「甲」「色」「品」「丸」「當」は、管見では古事記のみならず、萬葉集はじめ同時代文献においても、確實な略音仮名の例を見いだすことができない。また「甲」「色」「品」「當」については、「物部荒甲」(213—4)、「印色」(115—7)、「品陀天皇」(163—4)、「當麻王」(216—13)のように、二合仮名の使用もある。「丸」については古事記中には使われないが、萬葉集に「相狹丸」(巻一・二・三六二)がある。いずれも、純粹な略音仮名をもたない一方で、二合仮名で使われることはあるのである。

乾善彦 [2006] が「時代を通じて、場面を通じて、資料を通じて共通する「仮名」がある。そしてその多くは、のちの「かな」につながっている。さすれば、そこに、基層の仮名というものを設定しうるのではないだろうか」と指摘することは非常に重要である。たとえばその資料のひとつである古事記においてかようにあらわれる仮名字母群をみるとき、こういった固有名詞表記をどう認めるか——つまり固有名詞という固まりでとらえるか、一字一字の字母に分解して帰納するかが重要になると思われる。その点でいえば、非固有名詞表記において略音仮名として運用されているものはいわゆる一字一音の仮名字母として捉えることができるが、固有名詞専用表記でみられた、連合仮名的状態になっていてなおかつ他に略音の用法も認められないものについては、二字二音での使用とみるのが穏当であろう。しかもそれらは古

事記における新創出の表記ではなく、継承あるいは流用として性格づけられるべきものと考ええる。

#### 4、4 略音仮名の登場と連合・二合、そして固有名詞

子音韻尾字音仮名の考究がもたらす意義とは、一口にいえば、日本語が漢字を仮名として、自らの文字として確立していくことを最も端的に体現しうる字音的特徴を持つていことにある。それは同時に、ではなぜそのような元来日本語節にそぐわない字音が仮名として配備されなければならないかという問題を投げかけてくる。春日政治 [1983] が古く指摘しているように、いわゆる推古朝遺文において連合仮名が行われたことも、それらの資料群の書き手に渡来人の存在を考慮すべきことから、想定されてよいだろう。しかしその方法は、少なくとも萬葉集および古事記をみると衰退したことが確かであるといえる。

略音仮名とは、一音節の音仮名として後続音節を制限することなく利用しうるものである。一字一音への指向性に導かれて韻尾と決別し単独音節字母となったものであり、韻尾と決別していない二字二音の連合仮名、あるいは二字二音の二合仮名に比して後発の方法としてあったものと考えられる。そして当の連合仮名とはいえ、結局は用法として定着し得ず衰退し、また二合仮名も固有名詞に偏向して残存する存在となっていく。連合仮名は閉音節での字音把握が前提にたち、しかも表現できる音連続は制限されるという方法であり、一字一音という指向性に駆逐されたのである。二合仮名もまた一字一音の文字列に入り込むことを許されない場合が多かった。そのことは古事記歌謡に



[注]

(注1) 萬葉集における子音韻尾字についての各論は次の通り。入声字・尾山慎 [2005]「萬葉集における入声字音仮名―連合と略音―」(『國語と國文學』第八二卷八号)、二合仮名・同 [2006・

a]「萬葉集における二合仮名について」(『萬葉語文研究』第二集)、撥音字・尾山慎 [2006・b]「萬葉集における撥音韻尾字音仮名について―連合と略音―」(『萬葉』一九五号)、略音と二合の偏向について・尾山慎 [2007・a]「萬葉集における略音仮名と二合仮名―韻尾ごとの偏向をめぐる―」(『文字史研究』四七号)、略音と二合の出現分布について・尾山慎 [2007・b]「萬葉集における子音韻尾字音仮名について」(『萬葉』一九八号 7月)

(注2) 地名など固有名詞の表記は、その原初において連合仮名の原理で成立した可能性もある。ここでのいうのは、萬葉の歌を日本人が記すにあたっての仮名運用の選択肢として、子音韻尾字音仮名は略音と二合の二種であった、という意である。

(注3) 歌謡の部分については詳しくは別稿にて論じる予定であるが、散文の部分とかわかることについては本論中においていくつかの指摘をしておく。

(注4) 次に挙げる字母もしくはその用例は、問題があると判断し、以下除外して考察を進める。

- ・「新」：朝鮮半島の古代国家「しらぎ」を表記した「新羅」「新良」(良の用例からも除外)。日本地名ではないため。
- ・「群」：「平群」は「へぐり」と読むのであろうが、n韻尾が二

合仮名化し、n↓rに交替しているため。

・「伯」：「伯伎」は「ははき」と読むのであろうが、k韻尾字「伯」がどのように音韻変化を起こしてこうなったかが明らかでないため。

・「氷」：用例のうち、「大水雨」(3559および185-3)の「二例は、仮名と見なすことは躊躇されるため。

(注5) 当該の項目は、尾山慎 [2006・a]にて行った方法論に準じている。人名には神名を含む。地名由来の人名もあるが、「国」など土地を表す語が挿入されていない限り一括して人名としてカウントしている。また、助詞「の」が「能」で表記され、人名(神名)に含まれる場合がある(和豆良比能宇斯能神)などが、今回これを助詞として抽出はしていない。一括して固有名詞という扱いをしている。

(注6) 萬葉集の前半期(平城遷都の七一〇年以前)でも、「等」字は音仮名として七五例の使用がある。

(注7) 「當」はこの一例の非固有名詞表記例を含むが、主用はやはり固有名詞であり、タギという二音節に対する固定的な二字表記を非固有名詞にも援用したとみたい。ことに当該箇所は、「今、吾が足え歩まず、當藝當藝斯久なりぬ。故、其地をなづけて當藝といふ」とあり、結局は地名起源の語としての性格をもつものである。なお管見では、この「當」字を、純粹な単独の「タ」字母として用いた例が見いだしがたい。萬葉集でも、二合仮名のみ使用である「當都心」(たぎつこころを/卷六・一〇五三)、「布當乃宮者」(ふたぎのみやは/卷十一・二四三

二)など)。この字の用例は、一字二音の二合仮名と、そして「タギ」と音節が固定した二字二音の表記で占められるのである。なお、タギタギシは常陸国風土記にも記事があり、やはりここに「當麻」という地名が出、その起源は土地の状態が「多々支々ス」であるからとく(「行方郡」)。一方歌謡部にも「當藝麻」があるが、歌謡部自体が徹底した一字一音を指向し、確実な略音仮名として子音韻尾字が使われていることからしても「當」字のみを新たに連合仮名でなしたととらえる必要はないのであって、上にのべたように「タギ」にあてられる二字二音表記」という固まりでの利用とみるのがふさわしく、連合仮名がこのたび実践されてできあがった表記ととらえる必要はないと思われる。

(注8)たとえば古事記に出てくる地名で、「旦波國」や「吉備」などは、藤原宮木簡にも認められる。「旦波國」(藤原宮第一二八次、『木簡概報』18)、「吉備」(飛鳥寺1991年、『木簡概報』11)。「旦」「吉」の場合は古事記では、地名とは別に略音仮名としても使われているが、地名表記の採用について、亀井氏の指摘が首肯される一例であるといえる。

(注9)本稿の主眼とするところでは、固有名詞の継承性とは、「先行文獻をいろいろ渉獵するあいだにえた、ひろい知識にもとづく」と亀井氏がいうように、つまり従前からすであって「今」(この場合筆録当時)に持ち越されているという性質として主に注目するわけであるが、当然、それ以降に持ち越されていくという側面ももっている。たとえば「甲斐」は、古事記とほ

ぼ同時代における別の場として、木簡における「甲斐國/戸口人」万呂(平城宮二条条間大路南側溝)の例など、いくつかみられ、また周知のとおり、その後長らく継承されていく。

(注10)連合仮名は、萬葉仮名としての機能性を卓越することはできなかったが、この方法は、後続音節との結びつきが強いあり方ともいえる。一字一音表記が二つ並んでいるのではなく、あくまで二字二音表記というあり方が、固有指示としての分節のまとまりを示す。そこに、固有名詞表記における連合仮名的な文字選択の意義があったのではないかと考える。一字一音表記への指向性に駆逐された連合仮名が、固有名詞表記に残存しうることは十分に考えられる。本稿で述べたとおり、連合仮名が古事記筆録時において現役で機能したとは考えにくいだが、連合仮名表記という履歴を持つ固有名詞表記が混濁していることは自然でない。

#### 〔文献〕

- 乾善彦 [2003] 『漢字による日本語表記の史的的研究』(塙書房)  
乾善彦 [2007] 「『仮借』から『仮名』へ―日本語と中国語とのひとつの交渉史―」 膨飛編『日中対照言語研究論文集』(和泉書院)  
内田賢徳 [2005] 『上代日本語表現と訓詁』(塙書房)  
大銅隆 [2006] 『上代文字言語の研究』(笠間書院)  
大野透 [1962] 『萬葉假名の研究』(明治書院)  
大塚毅 [1978] 『萬葉仮名音韻字典』上巻・下巻(勉誠社)  
沖森卓也 [2000] 「子音韻尾の音仮名について」(『鎌倉時代語研究』

第二十三輯)

尾山慎 [2005] 「萬葉集における入声字音仮名―連合と略音―」(『國語と國文學』第八二卷八号)

尾山慎 [2006-a] 「萬葉集における二合仮名について」(『萬葉語文研究』第二集)

尾山慎 [2006-b] 「萬葉集における撥音韻尾字音仮名について―連合と略音―」(『萬葉』一九五号)

尾山慎 [2007-a] 「萬葉集における略音仮名と二合仮名―韻尾ごとの偏向をめぐって―」(『文学史研究』四七号)

尾山慎 [2007-b] 「萬葉集における子音韻尾字音仮名について」(『萬葉』一九八号)

春日政治 [1983] 『假名發達史序説』(『春日政治著作集 第一』勉誠社)

姜斗興 [1982] 『史読と萬葉仮名の研究』(和泉書院)

木下正俊 [1954] 「脣内韻尾の省略される場合」(『萬葉』一〇号)

沼本克明 [1986] 『日本漢字音の歴史』(東京堂出版)

橋本四郎 [1966] 「多音節假名」(『澤瀉博士  
喜壽記念 萬葉學論叢』澤瀉博士喜壽  
記念論文集刊行會)

三吉陽 [1953] 「入聲音より見た人麻呂の用字法」(『萬葉』七号)

毛利正守 [2003] 「和文体以前の「倭文体」をめぐって」(『萬葉』一八五号)

毛利正守 [2004] 「古事記の書記と文体」(『古事記年報』四六号)

毛利正守 [2006] 「座談会 萬葉学の現況と課題―『セミナー 萬葉の歌人と作品』完結を記念して―」(『萬葉語文研究』第二集 2006 和泉書院)

森博達 [1991] 『古代の音韻と日本書紀の成立』(大修館書店)

付記

本稿は「平成十九年度 新村出記念財団研究助成金」による研究成果の一部です。ここに記し、同財団のご厚情に感謝の意を表します。